

令和2年度総合教育会議等について

1 令和2年度総合教育会議について

(1) 総合教育会議とは

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、区長との連携強化を図るために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第1項の規定に基づき設置した会議体。

(2) 開催日時

令和2年9月3日（木） 午前10時30分から午後0時20分まで（公開で実施）

(3) 開催場所

教育支援センター

(4) 構 成 員

区長、教育委員会（教育長、委員）5名、計6名

※その他、事務局職員として政策経営部長・総務部長・教育委員会事務局次長・地域教育力担当部長ほか関係課長、上板橋第四小学校長、板橋第三中学校長が会議に出席した。

(5) 議 題

感染症対策を契機とするこれからの学校教育の在り方について

ー新しい学校生活様式に向けてー

① プレゼンテーション

ア 「板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドライン」について

イ 「教育の板橋 イノベーション2020」の実現に向けて

ウ 「次世代型学習支援プロジェクト」の取組と課題

② 協議

(6) 会議要旨

事務局より、新型コロナウイルス感染症対応について、学校における感染と拡大リスクを可能な限り低減するための方策、感染症を踏まえた学校での新たな生活様式の取組、ICTを活用した教育活動の実例について、説明を行った。

これを受け、区長と各委員から教育現場の現状報告や区の取組に対する意見が交わされた。

○GIGAスクール構想について

▽ハードウェアに関して、一人一台のコンピュータの配備はもちろん、通信ネットワークをはじめとするインフラ環境の調達、整備への支援が必要とされている。

▽ソフトウェアに関しては、個別最適化された教育が大事であり、その前提となるセキュリティの保護、統一認証の仕組み等が求められる。

▽ICTを扱う教職員の指導体制が非常に重要となり、iCSの活用や、外部人材の登用等の積極的な支援が必要である。

▽教職員や子ども達が意欲的に取り組み、その成果を自覚できるような仕組みづくりに、GIGAスクール展開の中で、教育委員会として検討していただきたい。

○板橋区コミュニティー・スクール（iCS）の効果的な活用について

▽教職員のみならず、保護者や地域の皆さんと一緒に考え、話し合うことのできる板橋区コミュニティー・スクールが、今こそ重要である。

▽「困難な時にあって、これぞiCS」と、コミュニティー・スクールの素晴らしさや意味をコロナ禍の今実感している。iCSの取組、熟議の積み重ねにより、学校と地域、また保護者との信頼関係が築かれ、iCSの可能性がさらに広がっていくことを期待している。

○教職員の働き方改革について

▽コロナ禍で、子ども達のことを第一に、様々工夫・努力をしている教職員に対して、少しでも負担が軽減されるよう、外部人材の登用等、働き方改革に資する方策の検討が必要である。

▽働き方改革の一環で、休日の部活動等を地域移行するという文部科学省の構想があるが、地域や保護者の方々が一体となって、教職員を支えていく仕組みづくりは大切であり、是非、「板橋モデル」を確立していただきたい。

○子どもたちが活躍する社会を見据えて

▽学校教育は大きな転換期を迎えているが、学校という場は集団での活動を担う場であり、これまでどおりの学び合いを保証していく必要がある。

▽小さなことの積み重ね、一步一步の積み重ねが重要であり、成果にならなくとも、あきらめずに続けることが最大の成果となる。何より大切な事は、一歩目を踏み出すこと、成長と学びを止めてはいけないこと、育てることに休みはないということである。

▽今の環境が逆境であればあるほど、ピンチをチャンスと捉えられるようなモチベーションを持つことが必要である。

▽コロナ禍で多くの学校で、できないことを、やり方を変え、工夫してできるようにしており、ICTを効果的に使っている例なども見聞きしている。こうした教育の可能性を広げる努力を続けていただきたい。

▽子どもたちが活躍する20年後の社会を見据えたキーワードは、「3S・1G」だと考える。目的としてのSociety5.0、学習内容としてのSDGs、学び方としてのSTEM、学習道具としてのGIGAである。

▽未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力を育み、発達段階に応じて、自分にしかできない回答を創造する力、創造的思考レベルへの進化発展につなげていく必要がある。

▽このコロナ禍に義務教育を受けた子ども達の世代を「コロナ世代」と表すことがあるならば、「困難な環境に立ち向かい、克服する力がある世代」と評価する言葉として使われるようになれば良いと考えている。

これらの意見や報告を踏まえ、新学習指導要領のもと、区長と教育委員会が、今後も密接な連携を図り、質の高い教育の実現をめざしていくことが確認された。

2 いじめの重大事態に係る再調査について

(1) 調査事案

平成 28 年当時、区立小学校児童からのいじめの訴えについて、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する「重大事態」として、板橋区いじめ問題専門委員会規則第 2 条第 3 項に基づき、区教育委員会の附属機関である板橋区いじめ問題専門委員会が設置した専門調査員による調査を行った。

平成 31 年 2 月にその結果を受け取り、聴き取りや資料の収集に関して、関係者の協力を得るにいたらなかった部分が認められるため、区は同法第 30 条第 2 項に基づき、同調査の結果について区長による調査（再調査）を行うこととした。

(2) 調査組織

新たに「板橋区いじめの重大事態再調査委員会」を設置して行う。委員は、弁護士、大学講師、医師の各 1 名（計 3 名）で構成する。

(3) 今後の予定

令和 2 年 11 月	第 1 回再調査委員会の開催
	第 2 回以降の開催は、月 1 回程度、調査結果の答申まで。